

県民あんしん共同太陽光発電事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、地球温暖化防止に対する県民の意識向上を促し、低炭素でレジリエントなエネルギー社会を実現するため、公益的施設における太陽光発電設備及びそれに連携する蓄電システムの設置により温室効果ガスの排出削減を図り、災害時には地域住民への電源利用を提供する施設設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 公益的施設 埼玉県内に位置する庁舎等の公用施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他地域住民の共同の福祉又は利便のために必要な公共又は公益的施設。
- (2) 太陽光発電設備 太陽光エネルギーを電気に換える設備であって、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、電力等表示モニタ、データ処理装置を構成要素とするもの。ただし、これらの構成要素すべてを備えることを要しない。
- (3) 蓄電システム 公益的施設に設置した太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を充電するとともに、充電した電力を公益的施設で活用することができる定置用のリチウムイオン蓄電システム

(補助事業)

- 第3条 補助の対象となるのは、公益的施設における太陽光発電設備及びそれに連携する蓄電システムの設置により、発電される電力の当該施設における利用、災害時に地域住民への電源利用の提供を行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象者)

- 第4条 補助対象者は、公益的施設を設置する市町村、法人又は団体であって、当該施設において補助事業を実施し、以下の要件をすべて満たす者とする。
- (1) 定款又はこれに類する規約等を有すること。（市町村を除く。）
- (2) 団体にあつては、団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- (4) その他補助金の適正な執行ができないと認められる特段の理由がないこと。
- 2 前項の規定に関わらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 第1項の規定に関わらず、この要綱に基づく補助を既に受けたことがある公益的施設における事業の実施については補助の申請をすることができないものとする。

(補助対象設備)

第5条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

(補助率等)

第7条 前条の経費に対する補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助限度額は1件当たり120万円とする。

(事業計画書の様式等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に係る事業計画書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して所定の期日までに提出しなければならない。

(1) 定款又はこれに類する規約等

(2) 補助事業実施予定箇所の位置図

(3) 補助事業実施予定箇所の現況写真（補助事業実施予定箇所が確認できるように、2方向から撮影したもの）

(4) 補助対象設備の仕様書

(5) 補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し

2 市町村にあつては、前項第1号の書類の添付は要しない。

(事業計画の承認)

第8条の2 知事は、当該年度の予算の範囲内で前条の事業計画を承認するものとする。

2 知事は、前項の承認にあたり条件を付することができる。

(承認の特例)

第8条の3 当該年度の予算額を超過する事業計画書の提出があつた場合、別に定める補助金取扱要領に基づき承認するものとする。

(申請)

第8条の4 知事は、事業計画書を提出した申請者に対して事業計画が承認若しくは不承認となつた旨を様式第2号により通知しなければならない。

2 申請者は、承認された事業計画に限り、規則第4条第1項の規定による申請を行うものとする。

(申請書の様式等)

第9条 規則第4条第1項の規定による申請書は、前条の承認を受けた日から30日以内の期日までに様式第3号により知事に提出しなければならない。

2 第1項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第

8条第1項の規定に基づき添付した書類に変更がない場合における第1号から第5号に掲げる書類、並びに、事業の性格上、作成を要さない書類については、この限りではない。

- (1) 定款又はこれに類する規約等
- (2) 補助事業実施予定箇所の位置図
- (3) 補助事業実施予定箇所の現況写真（補助事業実施予定箇所が確認できるように、2方向から撮影したもの）
- (4) 補助対象設備の仕様書
- (5) 補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し
- (6) 国等の補助制度を併用する場合にあっては、その申請書の写し
- (7) 太陽電池モジュールを建築物に設置する場合にあっては、当該建築物に係る登記事項証明書、当該建築物の固定資産税にかかる公課証明書等、当該建築物の所有者が確認できる書類の写し
- (8) 太陽電池モジュールを土地に設置する場合にあっては、当該土地に係る登記事項証明書等、当該土地の所有者が確認できる書類及び公図
- (9) 公益的施設の所有者等の承諾書（太陽光発電設備設置、電力会社との電力受給契約（余剰電力の販売契約）の締結（電力会社と系統連系する場合に限る。）、並びに、補助事業に係る証拠書類等の提供の承諾）
- (10) 申請者が公益的施設の所有者と異なる場合にあっては、当該施設を管理する権限を有することを証する書類の写し
- (11) その他知事が必要と認めるもの

3 市町村にあっては、前項第1号の書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式等）

第10条 規則第7条の規定による交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 補助金を交付しないことを決定した場合、知事は様式第5号により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第11条 前条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は、様式第6号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、変更内容が交付目的に反せず、かつ大幅な変更でないものとする。

（変更等の承認）

第12条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第7号により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（報告書の様式等）

第13条 規則第13条の報告書（以下「実績報告書」という。）の様式は、様式第8号

のとおりとする。

- 2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、事業の性格上、作成を要しないものについては、この限りではない。
 - (1) 補助事業に要する費用が記載された工事請負契約書及び内訳書の写し
 - (2) 補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
 - (3) 補助事業の実施状況を示す写真（施工中及び完成写真）
 - (4) 補助事業の実施に係る領収書の写し
 - (5) 国等の補助金の交付決定通知書の写し（国等の補助制度を併用した場合に限る。）
 - (6) その他知事が必要と認めるもの
- 3 実績報告書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業の中止又は廃止の場合を含む。）後30日以内又は3月12日のいずれか早い期日までとする。

（補助金交付額の確定）

第14条 規則第14条の規定による額の確定通知書の様式は、様式第9号のとおりとする。

（補助金の請求）

- 第15条 前条の規定により補助金交付の確定通知書を受けた補助事業者は、様式第10号により知事に補助金の請求をするものとする。
- 2 知事は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（災害時の電源利用）

- 第16条 補助事業者は、災害等により施設が立地する地域に停電が発生した際に地域住民に対して電源利用の提供が可能な環境を整備すること。
- 2 補助事業者は、平時より地域住民に対して、災害時の電源利用の提供が可能であることを周知すること。
 - 3 補助事業者は、少なくとも年に1回は地域住民を対象とした実地訓練等を行うよう努めなければならない。
 - 4 補助事業者は、事業完了年度から5年間、その年度に実施した前項の状況について、翌年度の4月30日までに、様式第11号により知事に報告しなければならない。

（環境教育活動）

第17条 補助事業者は、この要綱に基づく補助により事業を実施した場合、少なくとも導入後5年間、地域住民等の地球温暖化防止及び環境保全に対する意識の醸成を図るため、太陽光発電設備等を活用して実施する環境教育活動を実施するよう努めなければならない。

（維持管理）

第18条 補助事業者は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間は継続して維持管理するものとする。

（書類の整備等）

第19条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、

かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 規則第19条第2号に規定するその他知事の定めるもの(処分制限財産)は、補助事業により取得した設備とする。
2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間(財産処分制限期間)は法定耐用年数とする。
3 補助事業者は、規則第19条の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、様式第12号により知事に承認の申請をしなければならない。

(報告)

第21条 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

	設備	要件
(1)	太陽光発電設備	<p>次に掲げる要件を全て満たすもの</p> <p>ア 公益的施設に連系され、発電される電力が主として当該公益的施設において使用されるものであること。</p> <p>イ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が 3.5 kW 以上のものであること。</p> <p>ウ 設置前において使用に供されていないものであること。</p>
(2)	蓄電システム	<p>次に掲げる要件を全て満たすもの</p> <p>ア 設置前において使用に供されていないものであること。</p> <p>イ 太陽光発電設備と同時に設置する蓄電容量 4.0 kWh 以上のものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人環境共創イニシアチブの「戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化支援事業」補助対象機器として指定されたものであること。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備であること。</p>

別表 2 (第 6 条関係)

補助対象経費	控除すべき額
次に掲げる費用を合計した額から右欄の額を控除した額とする。 ア 本工事費 イ 付帯工事費（補助事業の実施に必要な不可欠な配管、配電等の工事に要する経費を含む） ウ 機械装置等購入費（補助事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く。）） エ 前号に掲げる費用のほか、知事が必要と認める費用	・国及び市町村の補助制度による補助額 ・寄付金（本事業の実施のために受領したものに限る。）